

静岡県告示第152号

海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第2項の規定により次の区域を公共海岸に指定する。

令和4年3月4日

静岡県知事 川勝平太

静岡県駿河湾沿岸大井川海岸

〔下小杉地区〕

基点1、2、3、4、5、6の各点を順次結んだ線及び基点6、基点1を結んだ線によって囲まれた区域

基準点 焼津市大字田尻字和田1番地の二等三角点田尻村

（北緯34度49分36秒、東経138度19分06秒）

基点1 基準点から167度05分25秒 1750.49メートルの地点

基点2 基点1から215度52分33秒 14.56メートルの地点

基点3 基点2から214度06分15秒 254.03メートルの地点

基点4 基点3から214度21分00秒 38.71メートルの地点

基点5 基点4から37度10分41秒 64.86メートルの地点

基点6 基点5から35度04分50秒 242.15メートルの地点